

中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱

制定令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 2707 号
最終改正令和 5 年 4 月 1 日付け 4 農振第 3377 号

農林水産事務次官

第 1 目的

中山間地域は、農地面積や農業生産額とともに全国 4 割のシェアを占めているものの、その維持や保全には、地形的な条件不利性から多大なコストを要するのが実情であり、人口減少や高齢化の進展もあいまって深刻な状況にある。

生産性の向上、農業者の所得確保、生産基盤の維持等の課題に応じた整備を行い、地域の特色を活かした営農を確立することが不可欠である。

そのため、中山間地域農業農村総合整備事業（以下「本事業」という。）により、中山間地域の農地や農業水利施設、農道等の生産基盤の整備とともに、生産・販売施設等の総合的な整備を通じて、高収益作物の導入拡大や農産物の高付加価値化等による農業者の所得確保、耕作の維持が難しい農地の粗放的利用を含めた土地基盤の再編や整序化、インバウンド需要の取り込み等の地域の特色ある農業の展開を基軸とした地域の活性化の取組による新たな就業機会の創出などを図ることとする。

第 2 事業の内容

本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用等については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。

1 中山間地域総合整備事業

農業生産条件等が不利な中山間地域における、農業生産基盤及び農村振興環境の整備及び再編並びにこれに関連する事業

2 実施計画等策定事業

1 の中山間地域総合整備事業（以下「総合整備事業」という。）に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査、調整等を行う事業

第 3 事業実施区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）を対象とし、その具体的な運用等については、農村振興局長が別に定めるところによる。

第 4 事業実施主体

本事業の実施主体は、都道府県のほか、市町村その他農村振興局長が別に定める者（以下「市町村等」という。）とする。

第5 計画の作成

- 1 事業実施主体は、総合整備事業を実施しようとするときは中山間地域農業農村総合整備計画（以下「総合計画」という。）を作成するものとする。
- 2 1の総合計画に記載する事項は、農村振興局長が別に定めるものとする。

第6 採択要件

- 1 総合整備事業の実施に当たっては、総合計画を作成するほか、農村振興局長が別に定める要件を満たすものとする。
- 2 実施計画等策定事業の実施に当たっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすものとする。

第7 事業の申請等

- 1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。

（1） 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づき事業を行う場合に限る。）、総合計画（総合整備事業を行う場合に限る。）及び農村振興局長が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、農村振興局長が別に定める期日までに、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長以下同じ。）に提出するものとする。

（2） 事業実施主体が都道府県ではない場合

市町村等の長は、都道府県が指定する期日までに、事業採択申請書等を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、別に定めるところにより、地方農政局長等に事業採択申請書等を提出するものとする。

- 2 地方農政局長等は、1により提出された事業採択申請書等を審査の上、適当であると認めるときは、事業の採択を決定し、都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに1の（2）による申請を行った市町村等の長にその旨を通知するものとする。
- 4 3により採択された事業に係る事業採択申請書等について、農村振興局長が別に定める重要な部分の変更が生じた場合には、1から3までの手続に準じて、変更報告を行うものとする。なお、報告は農村振興局長が別に定める様式にて行うものとする。

第8 助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、農村振興局長が別に定める経費につき、事業実施主体に助成するものとする。

第9 その他

- 1 本事業の実施に当たっては、この要綱及び法、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）その他の法令に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。
- 2 農村振興局長が別に定める事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
- 3 2 に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は 2 の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。